

江戸川区ひとり親家庭総合相談事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）に対し、就業支援、生活支援等の相談窓口を設置することにより、ひとり親家庭を総合的に支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、江戸川区内に住所を有するひとり親家庭の親子とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「児童」とは20歳に満たない者をいう。

(実施主体)

第4条 この事業の実施主体は、江戸川区（以下「区」という。）とする。ただし、事業の遂行に必要な知識・経験があり、第六条に掲げる事業内容を適切に実施することができると認めた者に委託して実施することができる。

(実施体制)

第5条 委託を受けた事業実施者は、事業に携わる職員を統括する統括責任者を常時配置する。

(事業内容)

第6条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 就業支援事業
- (2) 生活相談支援事業
- (3) 生活支援講習会
- (4) ひとり親家庭情報交換事業
- (5) その他江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業

(就業支援事業)

第7条 就業支援事業は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるところにより実施する。

(1) 就業相談事業 次のアからウまでに定めるところによる。

ア 就業相談事業は、電話又は面接により行う。ただし、必要に応じて、出張相談、訪問相談等を実施し、ひとり親家庭の生活実態を踏まえたものとする。

イ 児童扶養手当の受給者である相談者の生活、子育て等の状況、求職活動、職業能力開発の取組等の状況を把握し、自立目標及び支援内容を記載した自立支援プログラムを策定し、当該プログラムに基づいた支援を行うこと。

ウ 自立支援プログラムにより決定した支援方針により、公共職業安定所への同行及び更なる就労意欲の向上支援を行い、ひとり親家庭に寄り添った支援を行う。

(2) 就業情報提供 求職者に対し、求職者の希望する職種、就業条件等の登録を行い、条件に適した求人情報を得た場合は、メールマガジン等のひとり親家庭が接

しやすい方法により情報提供を行う。

(3) 就業促進活動 地域の企業等に対し、ひとり親家庭に対する理解と協力を求める活動を行うとともに、求人開拓を行う等の効果的な就業促進活動を行う。

(4) 就業定着支援 就職後の支援を行い、更なる動機付け及び意欲喚起を行うことで安定した就業を実現することにより、ひとり親家庭及び事業者双方への支援を継続する。

(5) 就業支援講習会 講習を受講することにより、就業に結び付く可能性の高い技能等を取得できる種目についての講習会を開催する。ただし、ひとり親家庭が受講しやすい環境において実施するものとする。

(生活相談支援事業)

第8条 事業実施者は、育児、家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導及び各種支援策の情報提供をメールマガジン等のひとり親家庭が接しやすい方法により行う。

2 前項に規定する相談の実施に当たっては、電話又は来所による相談により行う。ただし、必要に応じて出張相談、訪問相談等を実施し、ひとり親家庭の生活実態を踏まえて実施するものとする。

(生活支援講習会)

第9条 事業実施者は、講習を受講することにより、受講者の自立につながると認められる次に掲げる種目について、講習会を開催する。

(1) 家計管理に関する講習

(2) 児童のしつけ又は育児に関する講習

(3) 健康管理に関する講習

(4) その他区長が必要と認める講習

2 前項の講習会を開催するに当たっては、ひとり親家庭が受講しやすい環境において実施するものとする。

(ひとり親家庭情報交換事業)

第10条 事業実施者は、ひとり親家庭間の情報交換及び交流を行うために必要な次に掲げる事業を実施する。

(1) 児童のしつけ又は育児に関する情報交換事業

(2) 養育費の取得手続に関する情報交換事業

(3) 健康管理に関する研修又は交流活動

(4) その他地域においてひとり親家庭を支援する交流活動

2 前項の講習会を開催するに当たっては、ひとり親家庭が受講しやすい環境において実施するものとする。

(関係機関との連携)

第11条 事業実施者は、この事業を実施するに当たり、必要に応じて関係機関との連携を図り、ひとり親家庭への必要な支援につなげるものとする。

(事業報告)

第12条 事業実施者は、事業の実績について、別に定める様式により翌月10日までに区長に報告を行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則（令和6年4月1日要綱第43号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。